



公 告

公 告 第 144 号
平成 27 年 10 月 14 日

契約担当官
航空自衛隊第 8 3 航空隊
会計隊長 東田 和也



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 (27) 合同庁舎清掃役務1式
 - (2) 履行期限 平成27年12月18日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年10月30日 14時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 小川 まで。

電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	(27) 合同庁舎清掃役務	那基LPS-27-257	
		承認	平成27年10月7日
		作成	平成27年10月6日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊		

- 1 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊那覇基地における合同庁舎内外の清掃について適用する。
- 2 履行場所
航空自衛隊那覇基地
- 3 履行期限
平成27年12月18日（ただし、庁舎内の清掃については、平成27年12月11日までに完了するものとする。）
- 4 役務仕様
役務範囲は、別図第1から第11のとおりとする。
- 5 役務内容
 - (1)各階の廊下及び階段は、剥離剤にてむらなく洗浄し、靴墨等を除去した後、水性ワックスを塗布し、ポリッシャーをかけて仕上げるものとする。また、各階の廊下については、フロアマットを撤去した後に清掃を行うものとする。
 - (2)各階の便所は、室内に設置されているロッカー等を移動し、便器、洗面台、換気扇、シャワー室の床面、側面、天井を清掃し、床面には水性ワックスを塗布し、ポリッシャーをかけて仕上げるものとする。
 - (3)各階の喫煙室は、室内のヤニ等を拭き取り、換気扇及び床面を洗浄し、床面には水性ワックスを塗布し、ポリッシャーをかけて仕上げるものとする。
 - (4)1階玄関のタイル石は、洗浄後、から拭きをし、仕上げるものとする。
 - (5)3階ホールの床面は、洗浄後、石材用ワックスを塗布し、ポリッシャーをかけて仕上げるものとする。
 - (6)1階玄関、3階玄関及び風除室のガラスは、内外ともに洗浄後、から拭きをし、仕上げるものとする。
 - (7)風除室内の鉄柱は、から拭きをし、床面は洗浄し、ポリッシャーをかけて仕上げるものとする。
 - (8)3階から5階までのエレベーター背面ガラスは洗浄後、から拭きをし、仕上げるものとする。
 - (9)1階から5階までの外面ガラスは洗浄後、から拭きをし、仕上げるものとする。

品名又は件名	(27) 合同庁舎清掃役務
--------	---------------

(10) 1階歩道、3階庁舎前広場及び渡り廊下は、高圧洗浄機等で洗浄し、表面の汚れをむらなく落とすものとする。

6 一般事項

- (1) 基地内及び合同庁舎への立入りは、関連規則に基づき、所定の手続きを行い、許可された場所以外立入ってはならないものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、もしくは、疑義を生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 入出門及び基地内における車両運行は、関係法令及び基地諸規則によるものとし、監督官の指示に従うものとする。
- (4) 契約相手方は、現場責任者を定め、これを通知するものとする。また、作業現場を離れる際は、監督官と調整するものとする。
- (5) 現場責任者は、作業の安全に留意し、災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。また、作業表示板等を設置するものとする。

7 その他

- (1) 作業時間については、庁舎内は、1800から0600までを基準とし、屋外（外面ガラス、1階歩道、3階庁舎前広場及び渡り廊下）は、土曜日、日曜日、祝日の0815から1700を基準とする。細部日程については監督官と協議するものとする。
- (2) 本役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で指定期日までに提出するものとする。
- (3) 作業員は原則として専従員とする。
- (4) 契約相手方は、使用する材料の写真を撮り、監督官の確認を受けるものとする。
- (5) 契約相手方は、各作業場所での作業前、作業中、作業完了の写真をデジタルカメラ等で撮影し、A-4用紙上に加工し提出するものとする。また、撮影したデータは監督官に確認後、消去するものとする。
- (6) 作業に必要な水及び電気は、官側が負担するものとする。
- (7) 契約相手方は、基地内の既存施設等の保護には十分に注意を払うものとし、不注意により損傷を与えた場合は、契約相手方の負担において原形に復するものとする。
- (8) 契約相手方は、本役務完了後、検査官の完了検査を受けるものとする。